

スクラム

2025年10月号
第246号

編集・発行
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

全国労働組合連絡協議会第37回 全国大会 郵政産業労働者ユニオン 岡崎 徹



開会あいさつする渡辺洋議長

全国労働組合連絡協議会第37回定期全国大会に代議員として参加しました。初めての参加でした。大会は2日間、一日目は、渡辺洋議長の挨拶の後、関口広行事務局長によるこの一年の闘いの報告と総括、そして、2025年度活動方針案の提起を受けました。すべての領域において大変に力強い内容の報告が続きま

した。まさに全労協魂ここにあり！と感じることができました。全労協春闘については2月での春闘討論集会の報告がありました。西日本春闘討論集会において全港湾からの防衛力強化の動きに反対する訴えの紹介がありました。けんり春闘の報告では、学習会の開催や経団連前東京総行動、そして外国人労働者のマーチ・イン・マーチ等の報告がありました。外国籍労働者の権利と生活を守るために全労協は精力的に闘い続けました。韓国オプティカルハイテック争議支援でも闘いの拡大を訴えました。護憲・平和闘争、沖縄連帯、反原発の闘いの報告、イスラエルによるガザのジェノサイド反対の力強い報告がありました。

活動報告の後は、2025年度の活動方針案の提起に移りました。基本的な目標として真先に挙げられたのが外国人差別の問題です。社会に対する不満が閉塞感のはけ口として外国籍労働者に対して向けられることに危機感が表明されました。国の違い、人種・民族の違いを超えた共生社会に向けて進むことが訴えられました。次に労働基準法に対する議論に対し労基法改悪の反対行動を呼び掛けました。さらに、世界に起こっている戦争・紛争に対し、早期解決のため力を合わせること、日本の軍事力強化に対し、対話による外交を最重要視する運動を作ることを提起しました。賃上げに関して、賃上げが大手を中心としており中小企業は厳しい状況にあったと認識し、中小企業を支えながら最大限の闘いを作ることを呼び掛けました。

活動方針案の提起のあと、元参議院議員の大椿裕子さんの連帯の挨拶がありました。まさに今大会のハイライトでした。魂のスピーチでした。今回の参議院選挙において落選したことに対し、悔しさをストレートにぶつけてきました。国会での仕事を続けたかったと涙ながらに訴えるその姿にみんな感動しました。彼女はこれまでの全労協からの支援に対する感謝の言葉を述べながら、社民党に対する引き続きの支援と激励を求めました。大椿さんの持っている危機感を、参加代議員のみんなで共有することができました。

大会初日のスケジュールが終わり、その夜は大椿さんを含め関係者での懇親会が催され大変に盛り上がりました。郵政ユニオンの本部関係者の面々に久しぶりにあって話しができたことはとても嬉しいことでした。

大会2日目は大会方針案に対する討論が行われました。参加代議員による熱のこもった、思いのこもった発言が続きました。とりわけ女性代議員による意見表明や議案の修正動議の訴えがとても力強かつたという

印象を受けました。この代議員たちからの意見を受け、関口事務局長からの本部答弁があり、今大会の議論を無事終えることができました。最後に団結ガンバローで大会が終わろうとしたところ、渡辺議長から広島に対する熱いメッセージがありました。広島からの現地参加に対して労いの言葉があり、さらに来年は発言をするよう要請されました。私は思わず「ありがとうございます！よろしくお願いします」と答えました。団結ガンバローで大会を終了しました。

今大会で貫かれていたのは、労働者の地位の向上を目指そうとする決意、平和への熱き想い、そして、この国で働く全ての労働者・生活者に対する共生の理念というものでした。引き続き皆で力を合わせ、全労協運動に積極的に取り組みましょう。



流動化する日本の政治状況

委員長 土屋 信三

安倍政治の継承とアベノミクスの踏襲を掲げて自民党総裁に選出された高市早苗は、高揚感をもって「次の総理大臣は私だ」とばかりに動き始めた。その最初の取り組みが麻生派の重用と政治と金問題で国民から総スカンを食らった旧安倍派の復権であった。新聞社説にも露骨な論功行賞であり、「第二次麻生政権か」と揶揄されるありさまである。調子に乗った高市は、少数与党を脱するために国民民主党と秘密会談を行い、連立政権の拡大を図った。ところが、ここには大きな落とし穴が待っていた。公明党の自公連立政権からの離脱である。これは日本の政党政治に大きな衝撃を与えた。政治は一挙に流動化した。高市の総理就任の行方は混沌としたものになった。

こうした混沌の状況、流動化の中でこそ、今まで表面化しなかった真実が姿を現し、見えなかったものが見えるようになるものである。新聞報道やテレビ報道でも、日替わりで状況が変化し、見ている側からすれば「おもしろい」劇場であった。

野党第1党の立憲民主党は、棚ぼた的に落ちてきた政権奪取の機会に何とか野党3党をとりまとめて自民党を超える数集めに躍起となった。そして、国民民主の玉木代表を総理として担ぐこともいとわないと言いました。だが、立憲民主が政権を奪取すると意気込んでも、何を目指してどのような国家を築き上げるのかという大義を掲げることもできず、国家運営の戦略を示すこともできなかった。

国民民主の玉木は「総理を引き受ける覚悟はある」などと言しながら、その実、立憲民主の抛つて立つ憲法、安全保障、エネルギー政策の転換を図ることに最大限の力を注いだ。野党連立政権の樹立などは考えるまでもない。本音で言えば、自公連立政権を前提として連立入りを画策していたというところであろう。

ところが、ここで漁夫の利を得ようとしたのが日本維新の会である。公明党の連立離脱を受けて、総理の座と少数与党からの脱却を狙う高市に、いかにして自分たちを高く売りつけるか、自分たちにとって有利な条件を飲ませることができるかと動き始めた。そのための茶番が、これまで主張してきた「企業・団体献金の禁止」を自民党に突きつけるのではなく、突如として「衆参両院の議員定数を一割削減」することを絶対条件としたことである。決定的な争点をずらすことで、とにもかくにも連立政権入りを果たそうとしている。結果がどのように推移するのか、そのことを占うことはわれわれの役割ではない。問題は自公連立政権が崩壊し、政治の流動化が目に見える形で進行しつつあるという事実である。それは背景的に階級構造の変化がもはや押さえつけられないほどに激化したことの表れである。指導者一政党一階級一大衆という構造の中で、時代がどのような政党、指導者を選び出すのかという選択が突きつけられている。

死者たちが生者を動かす

弁護士 内田 雅敏

現在という横軸と歴史という縦軸

民主主義はポピュリズムを介してファシズムに陥る危険性を内包している。そうならないためには、物事を現在という横軸だけでなく、歴史という縦軸も併せて立体的に観なければならない。

「1945年6月26日、国連憲章がサンフランシスコで署名された時、日本はただ一国で40以上の国を相手に絶望的な戦争を戦っていました。戦争終結後、われわれ日本人は、超国家主義と軍国主義の跳梁を許し、世界諸国民にもまた自国民にも多大な惨害をもたらしたこの戦争をきびしく反省しました。」「小渕総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、わが国が過去の一時期、韓国国民に対し、植民地支配により多大な損害と苦痛を与えたという歴史事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた。」

前者は1985年の中曾根首相の国連総会演説、後者は98年の小渕総理大臣と金大中韓国大統領による日韓共同宣言である。この二つの間に「わが国は遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩み、国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略により、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と苦痛を与えた」と謳った95年村山首相談話があり、中曾根首相演説の前、72年「日本側は、過去において、日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と謳った田中角栄首相と周恩来総理による日中共同声明がある。

国内外に発せられたこれら声明、演説の淵源は、前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きたとのないようすることを決意し」と謳った日本国憲法にある。いずれも戦争体験者世代によるものであり、戦争への反省、とりわけ中国に対する贖罪意識があった。いま「台湾有事」が喧伝され、日中の軍拡派は、互いに不信感をぶつけ合い、それをてこに軍拡を推し進めるという、敵対的相互依存関係にある。

過去が現在を動かす

韓国憲法前文に「三・一運動によって建立された大韓民国臨時政府の法統及び、不義に抗拒した四・一九民主理念を継承し」とある。韓国建国の礎は、日本の植民地支配に抵抗した1919年の3・1独立運動、李承晩の独裁政権に抗した1960年の学生革命にある。今、その前文に、1980年、軍政に抗した光州事件が書き込まれようとしている。

3・1独立運動が1948年制定の韓国憲法に書き込まれるまでに29年の歳月を、4・19民主理念が1987年の民主革命によって書き込まれるまでには27年の歳月を要している。光州事件の抵抗が書き込まれるとしたら、約半世紀の歳月を経てということになる。民衆の運動とはそういうものなのだと思う。

本年2月、韓国のソウル光化門前広場での尹錫悦大統領（当時）の弾劾を求める市民集会に参加した。極寒の中、多くの市民が集まり、軽快な音楽に合わせて若者たちが体を動かしていたが、その中に必ず、3・1独立運動、4・19民主理念、光州事件、民主革命の歌や演説が織り込まれていた。これらの歌や演説を聴きながら、私は昨年度ノーベル文学賞を受賞した韓国の作家韓江さんの「過去が現在を動かす」という言葉を反芻していた。彼女は泣きながら作品を書いているという。死者たち（先人）の声が現在を生きる者を動かしているのだ。現在を生きる私たちもまた、生ある限り、80余年前アジアで2000万人以上、日本で310万人の非業・無念な死を強いられた人々、そして戦後の反戦・平和運動を担いながら逝った先人たちの声に泣きながら耳を傾け、子や孫、これから生まれてくる未来の子どもたちのために反戦平和の闘いを継続しよう。

闘争短信

賃金支払いを拒否し続ける悪徳建設会社に不当労働申立て

団交に応じるように県労委にあっせん申請するもあっせん打ち切り

Bさん、Cさん、Dさんは、屋根工事や内装仕上げ工事の設計、監理、監督及び請負施工を行う栄喜建設（以下「会社」という）に2024年3月1日付で採用された。ところが2024年末から3名が業務で立て替えた経費が支払われなくなり、給料も一部しか振り込まれなくなってしまったので、3名は会社に見切りをつけて退職した。退職した3名は、会社に対して在職中の労働債権の支払いをたびたび要求したが、会社はこれを無視した。3名は2025年4月5日にスクラムユニオン・ひろしまに加入した。

組合は4月7日に団交要求書を提出したが、社長は団交を頑なに拒否するという状態が続いた。組合は6月4日付で県労働委員会に対して、①団体交渉に応じること、②組合員たちへの未払い賃金・労働債権を支払うことを求めるあっせんを申請した。

正当な理由なく団体交渉を引き延ばしているとして不当労働申申請

6月30日付で県労委から労働争議あっせんの打ち切りの通知書が届いた。そこで、組合は7月15日に、一連の経緯を示し、会社が4月7日付の「在職中の三人の組合員の労働債権（賃金及び立替経費）その他について」を議題とする団体交渉要求を正当な理由なく引き延ばし、拒否していることは明らかであるとして、不当労働申立てをおこなった。会社の以下の行為は、正当な理由のない団体交渉拒否であり、労働組合法第7条第2号に当たる不当労働行為である。この間の経緯をまとめると以下のようになる。

- ① 組合は4月7日付で「在職中の三人の組合員の労働債権（賃金及び立替経費）その他について」を議題とする団交要求書を郵送し、会社に団体交渉を申し入れた。これに対して、会社社長は、いったんは4月27日に団交に応じると回答した。
- ② ところが、会社社長は交渉前日の4月26日になってから、団交当日に商談が入ったことを理由にして、4月27日の団交を1か月も先の5月25日に延期してほしいと言い出した。
- ③ 組合は、やむを得ずこれを認め、延期された5月25日の団交に向けて、具体的な要求書を4月27日付で会社に郵送した。
- ④ 会社社長は、5月23日の時点では団交に参加すると言ひながら、5月24日には「団体交渉に代表取締役が出席しないといけないというきまりがない」となどと団体交渉への出席を拒否した。結局会社は、社長を含めてだれも団体交渉に出席しなかった。
- ⑤ さらに、会社社長は、団交について顧問弁護士から連絡させるといひながら、その後組合に対して一切連絡してこない。

県労委調査日に欠席する栄喜建設社長

不当労働申立てに対して、社長が県労委に「団体交渉に応じる」と伝えてきたので組合は、「9月に県労委立会のもとでの団交をして、ここで決着がつけば、団交拒否での不当労働行為で争うつもりはない」

と県労委に伝え、これを受け県労委は10月29日を調査日とした。

ところが、社長は県労委指定の調査日さえ欠席し、申立人側だけの出席となつた。いざ組合との協議となると逃げ回るのは、これまでと同じ社長の対応だ。

このような悪質極まりない会社を断じて許すことはできない。組合はあらゆる手段を使って組合員の労働債権を獲得するまで断固として闘う。

YAMATO 団交より ~業界の闇を正す~

特別執行委員 台 正幸

K組合員は、日給13,000円という口頭のみの契約で働いていた。これは、彼の毎月の給料総支給額が、13,000円の倍数（出勤日数）と一致することで証明される。日給とは1日8時間の労働に対して支払われる金額であり、残業が発生した場合には当然に別途残業代の支払い義務が生じる。

しかし、会社は就業規則の規定を根拠に、「固定残業代制度を用いた月給制であり、残業代については固定残業代で支払っている」と主張してきた。これには、業界特有の悪しき風習が深く関係している。トラック・タクシーなどは、未だに給与を完全歩合制（売り上げの〇〇%）としているところも少なくない。

本来、給与を計算する場合、基本給・各種手当より基礎単価/hを算出し、この基礎単価に残業時間・深夜時間の割増分を乗じたものを、前述の基本給・各種手当に足して総支給額が決定されるものである。だが、完全歩合制の会社は、いきなり総支給額（売り上げの〇〇%）が決定してしまうのである。さすがに、このご時世、基本給部分と残業部分の明確化が義務付けられているので、体裁を整えるためだけに、総支給額から基本給を引いた数字を、各種手当（残業・深夜含む）に適当に割り振るのである。当然、適当に割り振った数字であるから、残業代の金額と残業時間とに整合性は全くない。本件もそれが主な争点になっている。

これだけではない、会社経営者が「昔はこれで業界で通っていた」ことを理由に、真剣に違法性を感じていないことが大問題なのである。スクラムユニオンとしては、氷山の一角に過ぎない事例であるが、組合員と共にこういう誤った認識を持つ企業を地道に諭し、是正させていくことが大切だろう。

多度津造船 構内下請けでの残業代請求

まだこのような賃金体系が続いているのかという事例である。

ペリ一人労働者2人からの相談が入ったのは9月の末であった。電話だけではよくわからないので香川県の丸亀に行って直接会い、くわしい状況を確認した。話としては、大きく2点であった。ひとつは残業をしても時給単価でしか支払われていない。残業なので25%の割増賃金が支払われるべきではないのか？という疑問と、もうひとつは7年以上働いているが、有給休暇を取らせてもらっていないというものであった。

有給休暇について言えば、法律で定められているとおり、半年で10日間、以降1年ごとに11日、12日と加算されていき、最大20日間（年間）が付与されることを伝え、時効が2年間であることを伝えた。有休は申請すれば必ず取得できるものであることを説明し、確認した。本人たちは「ほんとうに取れるのか？」と半信半疑であったが、今度の団交でそのことができることを証明すると話した。

残業代割増賃金が支払われない問題は、造船業界の悪習である。構内下請けで仕事をしている事業主は、いかにして賃金単価を高くして労働者を集めるかに知恵を絞る。とりわけ外国人労働者を雇用する場合、賃金単価が高いか低いかで移動してしまうことが多いため、よそよりも少しでも高いか同等の水準を維持しようとする。そのための手段が、社会保険に入らないとか、労働者を個人事業主として登録して税金や国民健康保険を労働者自身に支払わせるといったやり方であり、残業代割増賃金を支払わないといったやり方である。本来は元請けの造船会社が社会保険料や残業代割増賃金を含めた請負契約をするべきなのに、船体プロックいくらという形で下請けに出すために問題が発生する。下請け企業としては社会保険料を支払わない、残業代割増賃金を支払わないという形で利益を大きくしようとする。そして、契約時の賃金単価の中に残業代割増賃金分が含まれているという主張を繰り返すことになる。

実際、相談してきた Hさんは4年ほど前に社会保険の加入を社長に強く求めて入ることができたが、それは時給1800円から1300円への賃金切り下げを条件としたものであった。何のことはない、社会保険料の会社負担分も自分で支払うことで初めて社会保険加入ができたのである。そして、この時、所属する会社名が変わっていた。それは同一会社で社会保険加入の労働者と加入していない労働者がいることは許されないためである。だから、相談に来たもう一人の女性労働者は社会保険に加入しておらず、時給単価は Hさんより100円高かったし、会社名も入社時のままであった。

丸亀からの久しぶりの労働相談であったが、中身は旧態依然とした造船業での賃金体系をめぐったものであった。今回の闘争を通じて、何とか造船業界の悪習を改善していく過程を作りたいと思う。

スクラムユニオン・ひろしまの歩みから（10）

委員長 土屋信三

IV 「現代の奴隸制度」としての技能実習生制度

＜ケース2＞ セクハラ・パワハラを許すな！

受入協同組合は何もしなかった



2012年3月13日に、李さんが協同組合に電話をかけて、N社長のセクハラ行為が約1年にわたり続いていることを話し、写真やビデオで撮影したことも話した。約1時間後に、協同組合の高橋と通訳が一緒に来て、李さんとN社長と話をした。李さんは、その場で、N社長や高橋らに写真を見せた。李さんが、N社長の行為について、法に基づいてきちんと罰してもらいたいということを言ったところ、協同組合の高橋は、「社長はこのことを他の人に知られたくないと思っている」「お金を渡すから、すぐに帰国するように」などと言った。結局、この日は結論が出ないままだった。その日の夜、周さんと梁さんが、李さんの部屋に行って3人で話をしていたところ、夜10時頃に、N社長と社長の妻が来た。N社長は、中に入るなり、大声で怒鳴り、3人に對し、「中国に帰れ」などと言い、早く出て行くようにという仕草をした。李さんが協同組合に電話をして、自分たちが追い出されそうになっていることを話し、どうしたらいいのかと言ったが、

通訳は「今日はもう遅いです。専務理事長（高橋）ももう寝ていますよ。」と答えただけで、特になんの対応もしなかった。3人は、その場で荷物をまとめさせられ、そのまま追い出された。N社長らは、3人が出て行くまでその場で見張っていた。その後、3人は、2012年8月に（有）N、N社長、および日中友好経済協同組合を相手取って損害賠償を求める訴訟を提起し、未払い賃金と損害賠償を勝ち取った。

＜ケース3＞ 奴隸状態の労働実態

（株）みやびに働いていた尹さん、趙さん、高さんたちからの訴えは、まだこんな状況が残されているのかといったものであった。彼女たちは、中国山東省から2009年11月に来日した最後の研修生たちと言える。

3人は、最初の1年間は研修生として月に6万3千円の研修費で働き、毎日残業を2時間こなしていた。土曜日、日曜日も働き、年に休日は10日に満たなかった。正月と5月の連休、8月のお盆に2~3日の休みがあるだけであった。問題は、月に120時間以上の残業代が時給300円に過ぎなかつたことである。仕事は縫製作業で、ミシンを扱っているが、労基法も何もあったものではない。

実習生になって1年目は残業代が時給400円となり、2年目は時給650円となっているが、相変わらず休日は年に10日に満たなかつた。いわば過労死と隣り合わせの労働を強いられながら、手取りの給料は月に6万6千円、6万9千円と年に3千円ずつ上がつたに過ぎない。これは、残業代を別にして、家賃とか、水光熱費名目で賃金を差し引かれた結果である。

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

9月の報告 (一部抜粋)	10月の予定 (一部抜粋)
2/3日 出雲労働相談	2日 ユニオンネット幹事会
6日 メインストリーム団交	3日 県労委あつせん（シドニー英会話教室）
7日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	5日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
9/10日 出雲労働相談	10/11日 メンタル労災・ハラスマント全国一斉ホットライン
11日 ナックユノ分会	12日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
13日 新規組合員学習会	15日 新規組合員学習会
15日 江田島分会	16日 ナックユノ団交
16日 出雲労働相談、YAMATO団交	18日 「和解を導いた力 part5」集会
18日 江田島自動車学校団交、統一コミッティ	19日 安野懸霊祭
19日 19行動（戦争法反対）	24日 県労協幹事会
24日 出雲労働相談、アバンセ団交、日東電工抗議行動	27日 県労委不当労調査（栄已建設） GL損害賠償請求訴訟口頭弁論
25日 フジアルテ事務折衝、ユニオンネット全国交流会	11月1日 県労協第36回定期総会
27日 NPO事務局会議	11月3日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会（他）
28/29日 全労協第37回定期大会 (他)	